

**令和8年度小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議
運営等支援業務に係る企画提案募集要領**

1 目的

沖縄県では、令和7年度において、有識者で構成する「小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議」を立ち上げ、小規模離島における生活コストの負担軽減や担い手及び住宅の確保、地域資源を生かした産業振興など、幅広い分野にわたって小規模離島が抱える課題や課題解決の方向性について議論が交わされており、令和8年3月末に中間報告としてまとめられる予定である。

令和8年度では、これまでの議論や中間報告を踏まえ、引き続き、会議を2回から3回程度開催し、小規模離島における持続可能な社会の実現に関する提言書のとりまとめに向け、議論を進めることとしている。

2 業務内容

- (1) 業務名：令和8年度小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議運営等支援業務
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和8年10月30日まで
- (3) 内容：別添「令和8年度小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議運営等支援業務企画提案仕様書」参照

3 応募資格等

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始または民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 自己または自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不利な利益をはかる目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税または法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
 - (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
 - (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
 - (8) 労働関係法令を遵守していること。
 - (9) 沖縄県内に本店または支店を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
 - (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
 - (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。
 - (12) 共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成するすべての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ウ すべての構成員が上記の応募資格(1)から(8)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(9)から(11)までの要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、当該業務に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 本業務に係る提案上限額

今回の企画提案にあたっては、5,000,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を上限額として見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 質問受付締切 | 令和8年3月9日（月）17時 |
| (2) 参加申込締切 | 令和8年3月12日（木）17時 |
| (3) 企画提案書等提出締切 | 令和8年3月19日（木）17時 |
| (4) 一次審査（書類審査）結果通知 | 令和8年3月23日（月）予定 |
| (5) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和8年3月25日（水） |
| (6) 最終審査結果通知 | 令和8年4月1日（水）予定 |

- ※ 企画提案書等を提出した者が1社のみの場合是一次審査のみ行い、その結果通知は令和8年4月1日（予定）とする。
- ※ 上記スケジュールは業務の都合等により変更が生じる場合がある。

6 本企画提案に関する質問及び回答

企画提案書等を提出しようとする者は、公募要領及び企画提案仕様書について書面により質問することができる。

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 期 間 公募開始日から令和8年3月9日（月）17時まで
- イ 受付時間 休日を除く9時から17時まで
- ウ 提出方法 質問書【様式8】をメールにより提出（電話は不可）
- エ 提出先 メール: aa017035@pref.okinawa.lg.jp

※ メールの件名は「【質問書】小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議運営等支援業務」とし、メール送信後は電話（098-866-2370）による受信確認を行うこと。

(2) 回答の方法

質問事項に対する回答は、地域・離島課ホームページにて掲示する。なお、提出資格がないと判断される者からの質問については、回答しない場合がある。

<地域・離島課ホームページ>

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025074/1037587/1038818.html>

7 参加申込

本企画提案に参加を希望する場合は、下記により申し込むものとする。

- (1) 提出期限：令和8年3月12日（木）17時（必着）
- (2) 提出書類：参加申込書【様式1】
- (3) 提出方法：持参、郵送（一般書留又は簡易書留）、FAX又はメールにより受け付ける。
 - ※ 共同企業体等で応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。
 - ※ FAX又はメール送信後は、念のため受信確認を行うこと。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画書提案書等の提出にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

- ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- イ 企画提案書（積算書、スケジュール、執行体制、実績等含む）・・・・・・・・・・ 【様式3】
- ウ 法人（会社）概要書（組織図、業務内容、資格等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】
- エ 誓約書・・ 【様式5】
- オ 共同企業体構成書（該当ありの場合、提出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】
- カ 委任状（該当ありの場合、提出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式7】
- キ 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ク 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- ケ 直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類

(2) 提出方法及び提出先

企画提案書等の提出については、以下のとおりとする。

- ア 提出期限：令和8年3月19日（木）17時（必着）
- イ 受付時間：休日を除く9時から17時まで
- ウ 提出方法：持参又は郵送等（メール、FAX等電送は不可。）
- エ 提出部数：(1)に定める書類を8部（正1部、コピー7部）
※ 様式5、6、7は1部。

なお、提出書類は、原則としてA4版縦置き・横書き、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留めで提出すること。

オ 提出先：沖縄県企画部地域・離島課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁7階）

9 企画提案審査

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された書類については、地域・離島課において応募資格等に関する書類審査を行い、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間をメールにて通知する。選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

応募者は、企画提案審査会において企画提案書等に基づき説明するものとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は、時間の都合上認められないので留意すること。また、審査会場への入場者は3名以内とする。

なお、企画提案書等の提出者が1社のみの場合は、第一次審査（書類審査）のみとする。

10 審査基準

審査においては、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 当該委託業務の遂行に当たり、効果的、現実的な手法が具体的に提案されているか。
- (3) 当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (4) 当該業務委託の遂行に資する実績があるか。
- (5) 合理的なスケジュールが提案されており、経費の見積は妥当な積算額となっているか。

11 委託契約

9の企画提案審査の結果、最も優れた提案を行った者を第1位の委託契約候補者とし、沖縄県は当該者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第1位の契約候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

12 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 公募要領に違反すると認められる場合

エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (2) 書類提出にあたって、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出にかかる経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しない。
- (5) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (6) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。
- (7) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (8) 契約金額の支払いについては、事業完了後の精算払いを原則とする。ただし、本業務の進捗状況に応じて、概算払を請求することができる。
- (9) 当該提案に係る提出書類に虚偽または事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の解除、委託料の返還等の措置をとることがある。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

13 問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁7階）

沖縄県企画部 地域・離島課 担当：川満

T E L : 098-866-2370

F A X : 098-866-2068

E-mail : aa017035@pref.okinawa.lg.jp